

任意継続被保険者制度の任意脱退について

■改正のポイント

任意継続被保険者制度は、これまでは任意での脱退は認められていませんでしたが法改正後は任意継続被保険者が健保組合に申し出ること、その申し出が受理された日の属する月の翌月1日に脱退することができるようになりました。

例)	・ 申し出が健保組合で受理された日	令和4年1月20日
	・ 脱退日（資格喪失日）	令和4年2月1日

■任意脱退ができる時期

令和4年1月以降となります。

■任意脱退の手続き方法

①当健保組合 HP に掲載の「任意継続被保険者資格喪失申出書」に必要事項を入力または記入のうえ、当健保組合へ提出してください。

②脱退日は申し出が当健保組合で受理された日の属する月の翌月1日となり、受理後の取り消しはできません。

③資格喪失後、当健保組合より「被保険者資格喪失証明書」を送付いたしますのでお手元にお持ちの当健保の健康保険証を速やかに返却してください。

※脱退日（資格喪失日）以降に当健保の健康保険証を使用した場合は後日医療費を返還いただくことになりますので、ご注意ください。

手続きに関するご不明点等がありましたら、当健保へお問い合わせください。

以上

（お問い合わせ先）

J A S T 健康保険組合

TEL : 06-4560-1008（平日 9 時～18 時まで）

MAIL : info@jastkenpo.or.jp